

審査請求書（下水道使用料 24）

平成 28 年 6 月 27 日（月）

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢  
住 所 青森市桜川4丁目8番2号  
氏 名 三国谷清一 年 齢 66歳
2. 審査請求に係る処分  
青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という。）の平成 28 年 4 月 25 日付け平成 28 年 4 月分下水道使用料納入通知書（以下「本件通知書」という。）による処分。
3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日  
平成 28 年 4 月 26 日
4. 審査請求の趣旨  
審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。
5. 審査請求の理由  
企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法であり、取り消されるべきである。
  - (1) 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道使用者から下水道使用料を徴収することが出来るが、下水道使用料を定める場合は「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」（下水道法第 20 条第 2 項第 2 号。以下「原価主義」という。）と規定されている。
  - (2) しかし、青森市下水道条例第 24 条で規定している下水道使用料は、以下のとおり、この原価主義を大きく逸脱し、下水道特別会計を毀損している。
  - (3) コンビニ収納手数料に係る予算措置をしないままにコンビニ収納を実施し、コンビニ店に手数料を支払っており、総計予算主義の原則・予算の事前議決の原則に違反している。
  - (4) 企業局長に照会したところ督促状の発行には最低でも 70.6 円の費用がかかっているとのことである。にも関わらず下水道所管の小松環境部次長は平成 26 年度の「督促状の発行について新たな経費が発生しないことから、督促手数料は徴収しない」と平成 26 年度の議会において過る説明をし、この過る説明を根拠に青森市下水道条例を改正した。下水道使用料督促手数料を無料化することにより、下水道特別会計に多額の損害を与えている。平成 27 年度当初予算には下水道使用料徴収事務の中に「督促状作成費用 1, 190 千円」が計上されていることから小松環境部次長の説明は事実に反することが明らかであり、この「督促状作成費用 1, 190 千円」を下水道特別会計から支出することは下水道使用料原価主義に違反していることは明白である。
  - (5) 水道水以外の水を使用した場合の下水道使用料は、水道水を使用した場合に比べて従量使用料が約 45%軽減されているが、その理由について下水道総務課に再三にわたり照会するも一切の回答は無い。水道水以外の水とは一般的には地下水のことをい



うが、地下水でも水道水でも処理場で処理する費用は同じであり、地下水使用者を優遇し、地下水使用者が本来負担すべき使用料を水道水使用者に負担させている現状は違法であり、不当である。

- (6) 等々例示すればきりが無い位に違法不当なことをして下水道使用料を定めている現行の青森市下水道条例の下水道使用料は違法である。
- (7) また、本件審査請求人が為した本件審査請求人に対する平成 27 年 4 月分下水道使用料に係る審査請求に対する貴職の裁決書(平成 27 年 11 月 10 日付け青市指令下総第 71 号)の裁決の理由の 1 の(2)には「本件納入通知書が不当であるかについてであるが、その根拠となる地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)を確認したところ、同施行令第 154 条第 3 項本文では「納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」と規定している。この規定からすれば、当該納入通知書に記載すべき事由の中に、徴収事務の委任の事実や内容の記載は含まれていないことから、下水道使用料の徴収事務が委任されている旨の記載がないことをもってして本件納入通知書が不当であるということはいえない。」ので平成 27 年 4 月分下水道使用料に係る審査請求は棄却するとしている。
- (8) 本件通知書は「水道料金・下水道使用料等請求のご案内」、「水道料金・下水道使用料等納入済通知書」、「水道料金・下水道使用料等領収書(取扱店控)」及び「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書」の 4 種類の文書から構成されているが、地方自治法施行令第 154 条第 3 項でいう納入通知書とは「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書」をいうものと思慮されるが、これには、所属年度は記載されていない、歳入科目が特定されていない、納入場所が記載されていない(「水道料金・下水道使用料等納入済通知書」の裏面には《水道料金等の納入場所》が記載されているが、「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書」には記載されていない。)、納入の請求の事由は記載されていない。地方自治法施行令第 154 条第 3 項で納入通知書に記載すべしとしている 6 項目中 4 項目が記載されていない。よって本件通知書は地方自治法施行令第 154 条第 3 項に規定する要件を欠いて違法であり、本件処分は取り消されるべきものである。
- (9) 今まで審査請求人は、前述(8)の 4 種類の文書の表題には「水道料金・下水道使用料等」と記されており、本件通知書での審査請求人に対する納入の通知は「下水道使用料等 1,313 円」となっているが、私の下水道使用料が幾らなのかについては何ら記載されていない。そもそも「下水道使用料等」というものは存在しない。本件通知書は違法であり、取り消されるべきものであると主張してきたが、近時企業局長は「下水道使用料等」の「等」とは農業集落排水施設使用料のことであると言い始めているが、本件通知者には農業集落排水施設使用料という言葉は一切出てこない。ただのこじつけでしかなく、違法・不当であることに変わりはない。

#### 6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありません。

#### 7. 行政不服審査法第 31 条の規定による口頭意見陳述の申立て

行政不服審査法第 31 条の規定により口頭意見陳述を申立てる。

審査庁である市長の見解

1 審査請求に係る処分の内容

平成28年4月分の下水道使用料に係る徴収処分

2 審査庁である市長の見解

別紙のとおりなされた審査請求については、次の審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法又は不当な点は認められないため、棄却すべきものとする。

## 審理員意見書

平成 29 年 1 月 30 日

青森市長 小野寺 晃彦 殿

審理員 浦田 浩美



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 三国谷 清一が平成 28 年 6 月 27 日に提起した処分庁 青森市公営企業管理者企業局長による下水道使用料徴収処分（平成 28 年 4 月分）に対する審査請求（平成 28 審査請求第 11 号）の裁決に関する意見を提出する。

### 第 1 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が平成 28 年 3 月 26 日から平成 28 年 4 月 22 日までの期間における排除した汚水の量等をもとに算定した下水道使用料の額等を記載した下水道使用料納入通知書を、納入期限を平成 28 年 5 月 16 日として平成 28 年 4 月 25 日に審査請求人宛に郵送した。
- 2 審査請求人は、平成 28 年 6 月 27 日、青森市長に対し、納入通知書による処分の取消しを求める審査請求をした。

### 第 2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、送付された納入通知書は、「水道料金・下水道使用料等請求のご案内」、「水道料金・下水道使用料等納入済通知書」、「水道料金・下水道使用料等領収書（取扱店控）」及び「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書」の 4 種類の文書から構成されているが、地方自治法施行令第 154 条第 3 項で納入通知書に記載すべしとしている 6 項目中 4 項目が記載されておらず、地方自治法施行令に規定する要件を欠いており違法である。

また、本件通知書の表題に記載されている「下水道使用料等」の「等」とは、農業集落排水施設使用料のことであると処分庁は言っているが、本件通知書には、農業集落排水施設使用料という言葉は一切なく、審査請求人の下水道使用料が幾らなのかについて記載がないため、違法・不当であり本件処分の取消しを求める、というものである。

#### 2 処分庁の主張

処分庁は、本件通知書の様式は、利用者サービスの向上や正確・迅速な収納事務を図るため、他の下水道事業体の下水道使用料等の納入通知書にも広く使用されている標準的な様式の一つとなっており、他の下水道使用者と同じく、金額算定にあたっての基礎となった使用水量（排除した汚水の量）、使用期間、金額、年月、使用場所、使用者名、納入期限、納付場

所、問い合わせ先等を記載しており、この様式・記載内容をもって、地方自治法施行令第154条第3項に規定した要件を欠いているとは考えていない旨主張している。

また、本件通知書の表題には「下水道使用料等」という記載をしているが、これは「下水道使用料」と「農業集落排水施設使用料」を合わせて「下水道使用料等」と表記しているものである。この表記は、農業集落排水施設使用料の算定方法や徴収方法等が下水道使用料のそれと何ら違いがないこと、下水道使用料と農業集落排水施設使用料の徴収を1件の納入通知書で行うことはあり得ないことから行っているものであり、本件通知書のみならず、使用水量のお知らせ等、下水道使用者及び農業集落排水施設使用者に対し発するものすべてに統一的にこの表記をしている。

審査請求人は下水道を使用していることから、本件通知書の「下水道使用料等」とは「下水道使用料」のことを指しており、地方自治法施行令第154条第3項の規定に反するものではない旨主張している。

### 第3 理由

#### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 青森市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年青森市規則第13号。以下「規則」という。）第6条では、下水道使用料の徴収（地方自治法第231条の3第2項から第4項までの規定による手数料及び延滞金並びに滞納処分に関する事務を除く。）及び還付に關することに係る事務を企業局長に委任する旨規定している。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第3項では、納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でしなければならない旨規定されている。
- (3) 青森市下水道条例（平成17年青森市条例第201号。以下「条例」という。）第23条では、公共下水道の使用料は、使用者から徴収するとしており、同条例第29条では、使用者が排除した汚水の量の認定は、水道水を使用した場合は、水道の使用水量とし、また、水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする旨規定している。

#### 2 本件処分について

- (1) 本件処分については、規則第6条の規定に基づき、事務委任を受けた企業局長が行ったものである。

また、審査請求人が下水道を使用した事実及びその排水量については争いがなく、条例第23条では、公共下水道の使用料は、使用者から徴収するとされていることから、本件処分は、当該規定に基づき、公共下水道の使用者である審査請求人に対して行われたものである。

したがって、本件処分については、関係法令を遵守して適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

- (2) 審査請求人は、処分庁が送付した納入通知書は、地方自治法施行令第154条第3項で納入通知書に記載すべしとしている項目が全て記載されていないことから、地方自治法施行令に規定する要件を欠いており処分は取り消されるべきであると主張する。

しかし、処分庁が送付している納入通知書を確認したところ、水道料金・下水道使用料等

納入通知書兼領収書など、本件通知書を構成するそれぞれの文書（裏面を含む。）は一体となっており、当該記載方法及び記載内容をもって、地方自治法施行令第154条第3項で定められている納入義務者に対する納入の通知に関する基本的な要件は欠いていないと考えられるため、処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

- (3) 審査請求人は、「本件通知書には下水道使用料等と記されているが、下水道使用料等というものは存在せず違法であり取り消されるべきものである」と主張する。

しかし、処分庁は、「下水道使用料等とは「下水道使用料」と「農業集落排水施設使用料」を合わせて「下水道使用料等」と表記しており、この表記は、農業集落排水施設使用料の算定方法や徴収方法等が下水道使用料のそれと何ら違いがないこと、また、下水道使用料と農業集落排水施設使用料の徴収を1件の納入通知書で行うことはあり得ないことから行っているものである」としている。

処分庁によると、審査請求人は下水道を使用しているとのことであり、この点については争いはないため、本件通知書の「下水道使用料等」とは「下水道使用料」のことを指しており、本件通知書における「下水道使用料等」との記載が違法・不当であるとはいえない。

したがって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

- (4) また、審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

### 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件納入通知書による処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。